

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在の一般社団法人B（以下「事業場」という。）に採用され、事務局長として就労していた。

請求人によれば、平成○年○月初めから同年○月にかけて、専務理事からの執拗な叱責、人格否定発言及び退職強要を受け、体調を崩したという。

請求人は、同年○月○日、Cクリニックに受診し「中等症うつ病エピソード」と診断され、翌日から欠勤し、同年○月及び同年○月は休職した。

また、請求人によれば、復職後の平成○年○月○日、専務理事から再び退職勧奨を受けたことにより、うつ病が再発したという。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、平成○年○月上旬頃からICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』(以下「本件疾病」という。)を発病した。」と述べている。

これに対し、請求代理人は、E医師作成の平成○年○月○日付け意見書を提出し、請求人の本件疾病の発病時期は、「平成○年○月下旬」である旨主張している。

しかしながら、①E医師は、平成○年○月○日付け意見書においては、診断根拠として、「症状が診断するに十分な重さであり、また症状の期間も適当である。」とした上で、発病時期を、「平成○年○月初旬」としていること、②平成○年○月○日付け意見書については、請求代理人があらかじめ作成したものを、E医師が後に署名・押印したものであり、発病時期の変更については信憑性に欠くと言わざるを得ないこと、③請求人自身が、申立書において、平成○年○月初旬から上司からの執拗な叱責等により、胸の痛みと動悸があり、同月中旬以降は帰宅時の電車を待っているとき自殺が脳裏を掠めることがしばしばあった旨述べていること等を総合的に勘案すると、請求代理人の上記主張は採用できず、当審査会としても、D医師の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局

長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

（3）「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

（4）「特別な出来事以外の出来事」について

ア 請求人らは、請求人が本件疾病を発病した原因として、①平成○年○月初旬、F専務から、「君は性格が悪く、管理能力がないからはめられた。」等の人格否定発言を受けたこと、②同年○月○日以降、F専務が請求人に対して、事務局長としての職責に関するレポート（以下「職責レポート」という。）作成を命じたが、この職責レポートはそもそも作成する意味のないものであり、また、その作成過程においても執拗に叱責（嫌がらせ）をしてきたことがストレスであったこと、③同年4月○月から同年5月○月に、F専務から、数次にわたる退職強要を受け、また、平成○年○月○日にも、一方的な退職強要を受けたこと、④同年○月○日に、事業場側から、同年○月○日付けで、請求人を事務局長から総務部付へ降格する旨の内示を受けたことを主張している。

イ 上記①及び②の主張を、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめ、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみると、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

まず、上記①の主張については、F専務自身が、「Gさんの事務局長としての職責や仕事ぶりについて、上司としてGさんに対して業務指導を行ったもので、若干語気が強くなったことはあったかもしれませんが。」と述べていることから、請求人に対する業務に関連する叱責があったことは事実であると認められる。

この点、請求人らは、Hが、「（平成○年○月の）連休明けに、私とI氏と、たぶんJさんと思いますが、談話室に行っていますが、内容はよく憶

えていませんが、『あなたに期待するものは何もない。』ということは言っていたと思います。」と述べていることを理由として、F専務が請求人に対して人格否定発言をしたことは事実である旨主張している。

しかしながら、Hが、上記F専務の発言を聞いたとする時期は、平成〇年〇月の連休明けであり、請求人の本件疾病発病後であることから、認定基準に照らすと評価することはできない。また、このほか本件の一件記録からは、評価期間における、F専務の請求人に対する人格否定発言を客観的に確認できない。

次に上記②の職責レポートに関する出来事について、F専務は、聴取書の補足資料において、請求人に対して職責レポートを課したのは、請求人の事務局長としてのマネジメント能力に問題があったことを踏まえ、今後、事業場の抱えている業務にどのように対応するのかを報告させるためであった旨記述していることから、職責レポート作成指示自体は業務指導の範囲内とみるのが相当である。また、I事務局長代理は、請求人が作成した職責レポートについて、F専務が、「ちゃんと書いてくれよ、ちゃんとやってくれよ。」と請求人に対して発言したと述べているところ、請求人が作成した職責レポートをみると、事業場の定款及び規程を、ほぼそのまま書き写していることが確認できる。

そうすると、当審査会としては、F専務の請求人に対する職責レポートの作成指示及びその内容に関する発言は、いずれも業務上合理的な理由があったものと思料する。

以上のことから、請求人がいじめ、嫌がらせであると主張する上記①及び②に関する出来事は、いずれも業務に関連する出来事とみるのが相当であって、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の出来事として捉えるのではなく、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）で評価するのが妥当であると考える。

心理的負荷の総合評価としては、上記で検討したとおり、請求人らが主張するF専務の請求人に対する人格否定発言の事実は確認できず、また、F専務の業務指示及びその発言内容は、業務指導の範囲内であり、客観的にはトラブルとまでは認識されるものではないことから、「弱」とであると判断する。

ウ 上記③の主張を、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「退職

を強要された」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

この点、Hは、F専務が請求人に対して、「辞表を出せ」と発言していたと述べているが、一件記録を精査するも、同発言があったとする日時、場所、その頻度及び前後の経過等については、確認できず、不明であると言わざるを得ない。そうすると、当審査会としては、評価期間において、請求人がF専務から退職勧奨を受けたとする主張は認めることはできず、したがって、認定基準別表1の具体的出来事として評価することはできない。もっとも、F専務は、「Gさんに対して退職勧奨を行ったのは、平成〇年〇月〇日の1回だけです。」と述べており、I事務局長代理も、同旨の申述をしていることから、請求人が平成〇年〇月〇日に、F専務から退職勧奨を受けたことは認められるものであるが、同出来事は、評価期間外の出来事であるから、評価できない。

エ 上記④の主張に関する出来事は、評価期間外の出来事であるから、評価できない。

オ 上記アないしエから、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が1つであるから、全体評価は「弱」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、特に評価すべき要因は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。